

第3回 東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策のあり方に関する検討会 議 事 録

1 開催日時

平成25年3月5日（水） 10時00分から12時00分

2 開催場所

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
経済産業省別館 1階 104共用会議室

3 出席者（五十音順、敬称略）

大谷 英雄（座長）、小林 恭一（座長代理）、青戸 久明、石川 悟、
熊本 正俊、佐藤 義信、清水 秀樹、高橋 俊勝、永野 日出登、西 晴樹、
橋本 啓一、山口 克己、吉田 一史、石井 敦（欠席）、亀井 浅道（欠席）

4 配布資料

資料3-1 第2回東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策のあり方検討会議
事録

資料3-2 東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策のあり方に関する検討報
告書（案）

参考資料3-1 ガイドラインリーフレット（案）

5 議事内容

議事内容については以下のとおり

(1) ガイドライン（案）について

資料3-2及び参考資料3-1により、事務局から説明が行われた。質疑については以下のとおり。

【座長】ガイドラインはどのようにホームページに掲載するのか。

→【事務局】危険物施設類型ごとにダウンロードできるようにする。参考資料は施設共通だが、参考資料単独でダウンロードできるようにする。

【座長】リーフレットの扱いはどのようにする予定か。

→【事務局】配布部数は検討中。協力できる団体次第で配布枚数を変更したい。より多くの団体に配布し、講習会等で関係者に渡るようにしたい。

【委員】いつホームページに掲載されるのか。

→【事務局】年度内に掲載したいと考えている。

【委員】参考資料にもページ番号はつけたほうがいい。

【委員】参考事例には良好事例が多く掲載されているが、これら事例に対する詳細を問い合わせたい場合は、どうすればいいのか。

→【事務局】事例出典、参考文献も掲載しているため、事業所等に直接問い合わせることも

可能であるが、まずは消防庁に問い合わせさせていただきたい。

【委員】東日本大震災では試験分析機関にも大きな被害が出たと聞いている。石油の成分分析機器を有する試験施設が使用不能になると、燃料の出荷に支障をきたす。そういった試験分析機関の対応についても記載できないか。

→【事務局】大学、研究施設のような少量の危険物を取り扱う施設は、一般取扱所として規制されていることが多いが、石油の成分分析機器等を有する施設は、製油所等の一部に含まれるのではないか。表現を工夫したい。

【委員】予防規程や事業所のマニュアル等へ反映させる方法についてはガイドラインのどこかに具体的に記載されているのか。

→【事務局】予防規程や事業所のマニュアルは、事業所毎の実情を考慮し作成されているため、ガイドラインに具体的に記載することは難しいが、事業所で既に作成されているマニュアルやチェックリスト等を見直すうえでガイドラインを参考にさせていただきたい。

【委員】震災時においても安全性を確保することを前提に危険物の取扱いについて検討してきた。それらを予防規程等へ反映させるには、予め消防機関と相談することが重要と考える。

【委員】震災時における危険物の取扱いについて、法律の運用と整合性をとった上で具体的な手法を提示できたことは一定の成果があったと思う。

【委員】本ガイドラインについて消防機関がどのように事業者にも周知、指導しようと考えているのかお聞きしたい。

→【委員】消防機関としては、東日本大震災の被害の実態を踏まえて、事業者に対し震災対策を促す形で、あらゆる機会を捉えてガイドラインを活用していくつもりである。

→【事務局】消防機関では多様な事業形態に応じた対応が必要である。ガイドラインの周知、活用に関しては各関係団体側でも主催する講習会や作成するリーフレット、機関誌、マニュアル等に転用する形で協力いただきたい。

【委員】内容ではないが、給油取扱所の現場では災害発生後に何をすればいいのかを端的に示した視覚的資料が欲しいので工夫して欲しい。

→【事務局】消防庁ホームページのアクセスしやすい場所に危険物類型ごとにガイドラインをダウンロードできるようにするので、東日本大震災の災害事例を参考に平常時に各自の対策を確認し、見直すきっかけや社内教育資料として活用いただきたい。

【座長】消防庁としては、どれだけの参考事例等を挙げられるかということが課題だった。このガイドラインはその意味では一定の成果があると思う。

【委員】安全を担保する対応を挙げるという意味ではこのガイドラインは現時点で最大限現場に即した表現をしていると思う。消防機関はガイドラインの活用を積極的に促していただきたい。

→【委員】これまでも啓発している地震等災害対策に加えて、事業所の関係者が参加する講習会や危険物安全週間及び日頃の情報交換の機会を活用し周知を徹底していきたい。

【委員】消防庁や消防機関側に頼るだけでなく、事業者団体の側でもこのガイドラインを各事業者にも理解しやすいように伝えていく努力が必要である。

【座長】単年度に平常時の対策、発災後の緊急時対応等を全て網羅した資料を作成し、かつ広く周知するのは困難である。リーフレットについては、目を引くポイントを整理したものであるとして、本ガイドラインに興味を持ってもらえるものとして欲しい。

また、内容についてはご了解をいただいたと思われるので、細かな表現の確認は座長にご一任いただきたい。

(2) その他

【事務局】報告書が確定次第、消防庁ホームページに掲載する。

以上